

今後の構造改革特区推進にあたっての要望（メモ）

2002年9月25日
（社）日本経済団体連合会
常務理事 立花 宏

9月20日の政府の構造改革特区推進本部がとりまとめた「構造改革特区推進のための基本方針」は、当会の従来主張と概ね合致しており、高く評価する。今後の具体的な立法化にあたって以下の点に留意されることを要望したい。

記

1. 盛り込むべき規制について総合規制改革会議の知見を最大限活用すること
2. 「全国一律」の規制改革の場合にはスケジュールを明確にすること
3. 「全国一律」の規制改革では進まない規制こそ特区の対象とすること
（例えば、9月20日の経済財政諮問会議における宮内総合規制改革会議議長
の提案に上げられている項目（官製市場の民間開放を含む）等）
4. できるだけ幅広い規制を対象とすること
5. 通則法形式の立法とすること
6. 対象となる規制のリストを随時見直し、充実を図ること
（特に、民間企業と地方公共団体とが共同して計画を練り、改めて提案する
ための機会が必要）

以 上

「規制改革特区」に関する基本的考え方

2002年5月23日
(社) 日本経済団体連合会

民間・自治体の発意に基づくこと

「規制改革特区」の基本的目的は「経済の活性化」にあり、経済活性化の主体は民間である。民間・自治体からの具体的な事業計画とその遂行に必要な規制の特例措置の提案に基づき、「規制改革特区」を設定すべきである。

単なる地域振興策ではないこと

財政措置を用いた従来の官主導の地域振興策は、各地域へのバラマキとなり、経済活性化にはつながらずに失敗することが多いことは、これまでのさまざまな施策の事例で明らかである。地域としての優位性・先進性を現に有する地域、しかも民間からの具体的な事業計画のある地域に絞って規制改革特区を設けるべきである。

対象となる規制は可能な限り多くすること

民間提案による具体的な事業の遂行に必要な規制の特例措置は各特区の事業計画ごとに多種多様であり、規制改革特区の対象となる包括的な規制の特例措置のメニューから、特区ごとに必要な措置を選択できるようにすべきである。特例措置のメニューには、「規制改革推進3か年計画(改訂)」に掲載されている規制はもとより、民間が提案する法律、政省令、通達、行政運用すべての幅広い規制を含めるべきである。

総理のリーダーシップの下で一括処理すること

規制の特例措置の実行にあたっては、内閣総理大臣のリーダーシップの下で、民間・自治体の提出する事業計画に対して認定を行うことにより規制改革特区の設定を行い、認定が行われると同時に当該事業計画に盛り込まれた規制の特例措置が有効となるようにすべきである。規制担当省庁と個別に当該規制が対象となるかどうかを協議し、規制担当省庁の合意を得たもののみが対象となるようなやり方は避けなければならない。

「規制改革特区」での事業の実施は迅速に行えること

悪影響が生じた場合の事後的なセーフティネットに関する措置(是正勧告、指定取消し等)を講じることを条件として、スピーディーに「規制改革特区」で具体的な事業を開始できる仕組みとすべきである。

規制の特例措置は恒久的措置とすること

事業の安定性の観点から、「規制改革特区」の設定により実施される規制の特例措置は原則として時限措置とすべきではない。

「規制改革特区特別措置法(仮称)」の制定と「規制改革特区推進本部(仮称)」の設置

民間・自治体の提案による事業に必要な多様な規制の特例措置をもれなく実施する仕組みを実現するためには、特別法の制定が不可欠である。また、総理のリーダーシップの下で規制担当省庁の総論賛成・各論反対を排して内閣一体となって「規制改革特区」を推進するために、内閣に官民からビジネス感覚に優れた人材を集めた推進組織を設置すべきである。

以上